

## 【資料1】 会津若松市環境基本条例

平成9年3月28日公布  
会津若松市条例第18号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条－第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等（第10条－第14条）

附則

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるより質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の健康で文化的な生活を確保するため、次章及び第3章に規定する環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障の防止に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保並びに良好な景観の創造と保全及び歴史的文化遺産の保全を図ること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。

(5) 地球環境保全及び環境への負荷の低減を図ること。

（環境基本計画の策定及び公表）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等

(情報の収集)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に収集するものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に提供するものとする。

(環境教育及び学習の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図り、すべての者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

## 【資料2】 会津若松市生活環境の保全等に関する条例

平成12年3月31日公布  
会津若松市条例第16号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、会津若松市環境基本条例（平成9年会津若松市条例第18号）第3条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全及び創造を図ることをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器で規則で定めるものをいう。
- (7) 持帰り飲食料品 屋外において容易に飲食できる飲食料品であって、これを収納する容器その他これに類する物が捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (8) 公共の場所等 公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。
- (9) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (10) 自転車の放置 公共の場所等において、自転車の利用者等（利用者、所有者及び管理者をいう。以下同じ。）が自転車から離れてこれを直ちに移動することができない状態をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）、会津若松市農業集落排水処理施設条例（平成10年会津若松市条例第26号）第3条第1項に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。
- (12) 小規模焼却炉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設以外の焼却施設をいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (14) 野焼き 一般廃棄物を処理することを目的として、焼却施設を用いずに一般廃棄物を焼却することをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (16) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

## 第2章 市、事業者及び市民の責務

### (市の責務)

第3条 市は、公害を未然に防止する等生活環境の保全等に努め、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

### (施設の整備)

第4条 市は、生活環境の保全等のため、必要な施設の整備に努めなければならない。

### (調査、監視及び公表)

第5条 市は、生活環境の保全等のため、市域の生活環境に関する必要な調査、監視及び研究に努めなければならない。

2 市は、前項の調査等を迅速かつ的確に行うために必要な測定機器、施設及び組織の効果的な整備に努めなければならない。

3 市は、第1項の調査等の結果明らかになった市域の生活環境の状況を公表しなければならない。

### (苦情の処理)

第6条 市は、公害及び生活環境の悪化に関する苦情があったときは、その実情を調査し、必要に応じ県その他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めなければならない。

### (市民意識の啓発)

第7条 市は、生活環境の保全等のため、市民に対して生活環境の保全等に関する知識の普及及び意識の啓発に努めなければならない。

### (環境保全協定)

第8条 市は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断し、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する事業者に対し、環境保全協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の規定による協定締結の申入れがあったときは、これに応じなければならない。

### (事業者の責務)

第9条 事業者は、生活環境の保全等のため、事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理するとともに、公害その他市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかにその解決に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第10条 市民は、生活環境の保全等のため、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、生活環境の保全等に関する取組を自ら積極的に行うよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

## 第3章 公害の防止

### (公害防止計画の提出命令)

第11条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

### (計画変更命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずることができる。

### (実施命令)

第13条 市長は、事業者が第11条第1項の規定により提出した防止計画又は前条の規定により変更

を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずることができる。

(緊急時の協力要請等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は排出水の量の減少について協力を求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
  - (2) 異常な濁水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- 2 事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、速やかにばい煙又は排出水の量の減少について適切な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、これらの公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
  - (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに当該事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 第4章 ポイ捨て等の禁止

(ごみ持帰りの努力義務)

第16条 何人も、屋外において自ら発生させたごみを持ち帰り、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第17条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(回収容器の設置義務等)

第18条 自動販売機による飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 持帰り飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(自動販売機の設置届出義務等)

第19条 自動販売機による飲食料品の販売者は、その設置する自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)ごとに、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者(その地位を承継した者を含む。以下「届出者」という。)は、届出事項に変更(規則で定める軽微な変更を除く。)が生じたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 届出者は、当該自動販売機の設置を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第20条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を交付するものとする。

- 2 届出者は、当該自動販売機の見やすい箇所に届出済証を貼付しておかななければならない。
- 3 届出者は、当該届出済証を忘失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(宣伝物の散乱防止)

第21条 公共の場所等において宣伝物、印刷物その他の物（以下この条において「宣伝物」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱したときは、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

（犬のふんの放置の禁止）

第22条 犬の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。

（自転車の放置の禁止）

第23条 何人も、公共の場所等（駐輪場を除く。次条において同じ。）において自転車の放置をしてはならない。

（自転車の放置に対する措置）

第24条 市長は、公共の場所等に自転車が放置されている場合において、良好な生活環境を保持するために必要があると認めるときは、当該自転車の利用者等が自ら当該自転車を駐輪場その他の適切な場所に移動すべき旨の警告書を当該自転車に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。

（保管した自転車の措置）

第25条 市長は、前条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月（次項において「保管期間」という。）を経過してもなお、利用者等が引き取らない自転車又は利用者等が不明の自転車の所有権は、市に帰属する。

3 市長は、保管期間の経過前においても、第1項の規定による告示の日から相当な期間を経過してもなお当該自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車について売却、廃棄等の処分をすることができる。

（空き地の適正管理）

第26条 空き地の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、当該空き地の雑草、枯れ草等を除去し、清潔の保持に努めることにより、近隣住民の生活環境を損なわないよう当該空き地を適正に管理しなければならない。

## 第5章 都市型及び生活型公害の防止

（公共用水域の水質汚濁の防止）

第27条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、洗剤等を適正に使用し、調理くず、食用油、残飯等を公共用水域に流入させないように努めなければならない。

（小規模焼却炉による自家焼却の自粛）

第28条 何人も、小規模焼却炉による一般廃棄物の自家焼却の自粛に努めなければならない。

（野焼きの禁止）

第29条 何人も、一般廃棄物の野焼きを行ってはならない。

（迷惑騒音等の発生防止）

第30条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

## 第6章 地球環境保全のための努力義務

（地球環境保全のための努力義務）

第31条 何人も、生活環境の保全等に関する取組に当たり、地球環境保全が重要であるとの意識を持ち、節電、節水、リサイクル等を推進し、環境への負荷の少ない生活様式的确立に努めなければならない。

（自動車等の利用者等の努力義務）

第32条 自動車等の利用者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転に心がけるとともに、不必要なアイドリングをしないこと及び公共交通機関、自転車等を利用することにより自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動を低減し、地球環境保全に努めなければならない。

## 第7章 補 則

(生活環境保全推進員)

第33条 市長は、第4章及び第5章に規定する事項の達成を図るため、生活環境の保全等に関する情報の収集、提供、啓発、指導その他の活動を行う生活環境保全推進員を置くものとする。

(生活環境保全重点区域の指定)

第34条 市長は、生活環境の保全等のため、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置及び自転車の放置を特に防止する必要があると認める区域を生活環境保全重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定した区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(立入調査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、公害を発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる工場若しくは事業場、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地、犬のふんが放置されている土地、適正な管理が行われていない空き地又は一般廃棄物の野焼きが行われている土地に立ち入り、当該施設又は設備その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第36条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第37条 市長は、第18条第1項、第19条第1項若しくは第2項、第21条、第26条又は第29条の規定に違反している者に対し、規則で定めるところにより、適当な措置を講ずよう勧告することができる。

(命令)

第38条 市長は、公共の場所等において第17条の規定に違反してポイ捨てをした者に対し、規則で定めるところにより、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずよう命ずることができる。

2 市長は、公共の場所等において第22条の規定に違反して犬のふんを放置した者に対し、規則で定めるところにより、ふんの回収その他必要な措置を講ずよう命ずることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

第40条 第13条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第35条第1項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第43条 第38条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(会津若松市公害防止条例の廃止)

2 会津若松市公害防止条例（昭和48年会津若松市条例第27号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、報告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、報告その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に自動販売機を設置し飲食料品を販売する者に対する第19条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成12年10月31日までに」とする。

【資料3】第3期環境基本計画策定経過

年次	月 日	実施項目	実施内容
令和4年度	7月～9月	市民環境意識調査 (アンケート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：対象1,102名, 回答377名 期間7/8～7/31</li> <li>・児童生徒：対象747名, 回答609名 期間7/8～7/15</li> <li>・事業者：対象1,000社, 回答346社 期間8/5～9/20</li> </ul>
	9月20日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新委員委嘱</li> <li>・市から審議会への諮問</li> <li>・基本計画、策定スケジュールの説明</li> </ul>
	10月28日	第1回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津若松市の環境の現状について</li> </ul>
	11月3日	市民ワークショップ参加者向け 現地見学会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に優しい取組の現状について (先進事例見学会)</li> </ul>
	11月11日	第2回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津若松市の環境の未来について</li> </ul>
	11月22日	第3回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画推進のために、私たちができること</li> </ul>
	令和5年 2月10日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の進捗状況報告</li> <li>・アンケート、市民ワークショップ実施結果について</li> </ul>
令和5年度	6月14日	第2回環境管理委員会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期環境基本計画の策定について</li> </ul>
	6月27日	第2回環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期環境基本計画の策定について</li> </ul>
	6月27日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期計画の総括について</li> <li>・第3期計画の骨子案について</li> </ul>
	9月～11月	オープンハウスの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への計画趣旨の説明</li> <li>・市民意見の聴取 (全4回開催)</li> </ul>
	11月10日	第4回環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期環境基本計画の策定状況について</li> </ul>
	11月17日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期計画の素案について</li> </ul>
	11月29日	第4回環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期環境基本計画の策定状況について</li> </ul>
	12月19日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期環境基本計画(案)について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
	12月27日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期計画の原案について</li> <li>・計画策定に係るパブリックコメントの実施について</li> </ul>
	令和6年 1月10日	市議会文教厚生委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期環境基本計画素案およびパブリックコメント実施についての説明</li> </ul>
	1月15日 ～ 2月14日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見の聴取</li> </ul>
	2月19日	第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・会津若松市第3期環境基本計画(案)の諮問に対する答申について</li> </ul>

年次	月 日	実施項目	実施内容
令和5年度	3月11日	第5回環境審議会	・会津若松市第3期環境基本計画（案）の諮問に対する答申について
	3月15日	環境審議会による市長への答申	・諮問に対する審議結果について

【資料4】 諮問・答申

【諮問】

4 環 第 802 号  
令和4年9月20日

会津若松市環境審議会  
会長 左 一八 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市第3期環境基本計画について（諮問）

会津若松市第3期環境基本計画を別紙のとおり策定することについて、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

令和6年3月15日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 左 一八

会津若松市第3期環境基本計画について（答申）

令和4年9月20日付け4 環 第802号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

## 答 申

今日の環境問題は、私たちの身の回りの生活環境の問題だけではなく、温暖化をはじめとする地球規模の気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染など、年々多様化・複雑化しており、解決に向けては、地球規模の課題と向き合いながら、人々の暮らしと環境が共生する、持続可能な社会の実現が求められています。

平成26年3月の「会津若松市第2期環境基本計画」の策定以降、平成27年12月には、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、地球温暖化防止に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、日本を含むすべての条約締結国に温室効果ガス排出量削減が義務づけられたほか、令和2年10月には、我が国において2050年迄のできるだけ早い時期に、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル宣言」が行われるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しました。

本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぎながら、地域経済の活性化や持続可能な発展を推進するためには、本市の地域特性や課題に合わせた施策の展開を図るとともに、市民、事業者、教育機関、市民団体など、あらゆる主体との協働による推進体制の構築が重要です。

こうした認識のもと、当審議会に諮問された「会津若松市第3期環境基本計画」の原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、

- 1 環境の保全及び創造に関する施策について、長期的かつ計画的に推進するために必要な目標や施策が定められていること
- 2 「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を始めとする脱炭素化の取組や、ICT技術を活用した環境課題の解決などについて、環境を取り巻く社会情勢の変化、本市の地域特性が考慮されていること
- 3 パブリックコメントのほか、「環境意識調査」や「市民ワークショップ」などから得られた市民や事業者の意見が反映されていること
- 4 市民や事業者、教育機関、市民団体等との連携・協働による取組の推進が定められていること

などから、当審議会といたしましては、内容が適切であると認めるものであります。

今後は、別紙「附帯意見」について十分に配慮いただきながら、本計画が掲げる「目指す将来像」の実現に向け、全市一丸となって努力されるよう期待するものであります。

## 【 附 帯 意 見 】

### 1 持続可能な社会の構築に向けた取組の強化

持続可能な社会を実現するためには、環境の保全及び創造の取組と、市民の生活や経済活動との両立が必要となることから、地球温暖化対策の取組である再生可能エネルギーの普及促進や、電化・省エネルギー化の推進、廃棄物を始めとした資源循環の推進といった取組についても、豊かな生活や経済成長との両立が実現されるよう取組を強化されたい。

### 2 市民・事業者等との協働による取組の推進

本市の環境の保全及び創造を実現するためには、行政のみならず、市民や事業者教育機関、市民団体等、さまざまな主体との協働・連携による取組が必要不可欠であることから、「×（かける）環境アクション」などを通して、環境に関する取組が市民等に浸透するよう啓発を図られたい。

また、公共施設への再生可能エネルギーの積極的な導入、環境に関する情報や学習機会の提供などを通して、市民や事業者、教育機関、市民団体等の環境に関する理解促進、活動拡大に努められたい。

### 3 本市の地域特性を踏まえた課題の解決

本市の特性について、先進的な情報技術教育を行っている会津大学が存在し、また政策においても「スマートシティ会津若松」を推進しているなど、ICT技術に関する取組が顕著であることから、さまざまな環境課題の解決についても、積極的にICT技術を活用し、全国的な先進事例となることを期待する。

併せて、会津大学を含む教育機関との連携や、高等学校等における人材育成の取組、市内小中学校でのESD（持続可能な開発のための教育）の充実などについても、これまで以上に強化されたい。

### 4 水素エネルギーの利活用の検討促進

国が令和5年6月に示した「水素基本戦略」において、水素をカーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーとして位置づけており、燃料だけでなく原料としても、幅広い分野での活用が見込まれ、安定供給や産業への導入に向けて、さまざまな取組が進められている。

こうした状況を踏まえ、本市においても、「第2期環境基本計画（改訂版）」に引き続き、水素エネルギーの利活用に向けて、最新の知見の収集に努めるとともに、水素関連産業との連携を図るなど、積極的な導入に向けた検討を進められたい。

【資料5】環境審議会委員名簿

任期：令和4年9月20日から令和6年9月19日まで（2年間）

役職名	氏名	所属団体等
会長	左 一八	公立大学法人会津大学 会津大学短期大学部 (食物栄養学科 教授)
副会長	小山 ノリ子	J A会津よつば女性部 若松支部 (支部長)
委員	橋本 千賀子	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	富永 陽子	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	村崎 紀子	会津若松商工会議所 女性会 (副会長)
委員	鈴木 真吾	会津若松市環境フェスティバル実行委員会 (実行委員)
委員	伊藤 洋	会津若松市区長会 (副会長)
委員	舟城 善貴	福島県弁護士会会津若松支部 (舟城法律事務所)
委員	佐久間 隆	東北電力株式会社 会津若松支社 (副支社長)
委員	齋藤 園子	会津若松市立小中学校長協議会 (湊小学校校長)
委員	天野 聡	国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 (事務所長)
委員	中村 輝幸	福島県会津地方振興局 (県民環境部長)

※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は計画策定時点による。

【資料6】主な環境施策一覧

基本目標1 脱炭素で環境・経済・社会が調和した“まち”をつくる

個別目標	環境施策	施策の内容	
1-1 省エネルギー・電化を推進します			
	エネルギーの「見える化」に取り組みます	省エネ診断等の活用推進 スマートメーターやエネルギーマネジメントシステムの導入促進	
	省エネルギー化に取り組みます	節電・節水等の省エネ活動や、省エネリフォームの普及啓発 省エネ型商品の普及促進 ZEH、ZEBの普及啓発 エコドライブの推進 庁舎の省エネルギー化の推進 省エネセミナーの開催 LED防犯灯設置事業の実施	
	電化に取り組みます	電気自動車等の次世代自動車、充電設備の普及の推進 家庭や事業所における空調機器の電化の促進	
1-2 再生可能エネルギーの地産地消を推進します			
	再生可能エネルギーの供給量を増やします	住宅用太陽光発電設備及び蓄電設備の導入促進 庁舎への太陽光発電設備及び蓄電設備の導入 再生可能エネルギーに関する情報提供、情報収集の強化 再生可能エネルギー施設における環境保全等に係る取り組みの促進	
		地域の再生可能エネルギーの利用を増やします	公共施設における再生可能エネルギー由来電力の利用促進 水素エネルギーの活用検討 環境価値の地域循環サービスの普及の推進
		再生可能エネルギーの関連産業を育成します	再生可能エネルギーに取り組む事業者等との意見交換場の設置 教育機関と連携した再生可能エネルギーに関わる人材の育成
1-3 3R+Renewableを推進します			
	ごみの発生を減らします	ごみの分別排出徹底及びごみ減量の意識啓発 事業系ごみの適正排出及び排出抑制の意識啓発 学校給食の生ごみ減量の推進 マイバッグ運動の推進 「食べ残しゼロ協力店・事業所」の普及促進	
		資源の循環、バイオマス資源の活用に取り組みます	リサイクルコーナーの充実 生ごみ処理機等への補助 集団資源物回収の促進（廃食用油など） 古紙類やペットボトルの店頭回収の推進 下水汚泥、間伐材等バイオマス発電によって発電した電気の公共施設での利用 そのほか生ごみ、下水汚泥、廃食用油、間伐材の活用推進
		環境に配慮した商品やサービスを選択します	エシカル消費の推進 「うつくしまエコリサイクル製品」認定事業の推進
1-4 温室効果ガス吸収源対策等を推進します			
	森林などの温室効果ガス吸収源を保全します	保安林や林道の整備など、森林保全の推進 みどりの食料システム戦略の推進 市街地における緑化の推進	
	交通の利便増進を図り温室効果ガス排出量の削減に取り組みます	鉄道や路線バス等の公共交通機関の利用促進 安全・安心に通行人の歩ける道路の整備による徒歩及び自転車利用の促進	
	二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減に取り組みます	フロン類および代替フロン類等の排出量の削減の推進 グリーン冷媒を使用した製品の導入促進 フロン類を使用した製品の適正な廃棄の推進	

1-5 気候変動への適応を推進します	
気候変動の影響についての知識・理解を深めます	気候変動による農作物や水資源、生態系への影響について調査・研究 懸念されるリスクに対する対処法（耐候性農作物等）についての情報収集
気候変動による被害の軽減に取り組みます	防災訓練の実施や、発災時マニュアルの整備等による災害による被害軽減 森林の整備・保全や道路周辺の緑化、下水道などの排水設備の適切な維持管理による、土砂災害及び冠水リスクの低減 熱中症特別警戒情報の発表や、熱中症対策の普及啓発 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等の指定及び市民への開放

**基本目標2 緑豊かな自然を保全し、多様な生物が共生できる“まち”をつくる**

個別目標	環境施策	施策の内容
2-1 生物多様性を保全します		
野生生物や生態系を保全します		赤井谷地の保全
		天然記念物の調査・保存
		景観助成制度等による巨樹・巨木の保存
		野生生物の生息環境等の保全
		阿賀川などの河川環境等の整備
		外来種対策の推進
生態系へのリスク対策に取り組みます		開発行為に対する適正な指導
		ほ場整備事業等における生態系への配慮
		クマ、イノシシ、シカ等の野生鳥獣害対策の推進
		市街地における鳥害対策の推進
		外来種対策の推進
2-2 多様な生物が共生できる自然環境を保全します		
森林・里山・農地を保全します		間伐や下刈りの推進
		中山間地における荒廃農地の発生抑制
		森林病害虫等防除事業の促進
		環境保全型農業の推進
		みどりの食料システム戦略による、持続可能な農業の推進
		荒廃農地の解消、農地の利用集積化等の推進
水辺の環境を保全します		下水道及び浄化槽の普及による生活排水への対策の推進
		市内主要河川における水質の調査・監視
		水源地の周辺における清掃等による保全の推進
自然と触れ合う機会をつくります		自然観察や森林浴など森林に親しむ事業の実施
		森林保全に取り組む市民や団体の支援や協働による事業の推進
		市民農園等の普及推進
		グリーンツーリズム等の推進
2-3 猪苗代湖の水環境を保全します		
湖水や周辺河川の水質汚濁を防止します		猪苗代湖に流入する周辺河川における水質の調査・監視
		高度処理合併浄化槽及び農業集落排水施設による生活排水処理事業の推進
周辺環境の美化・整備に取り組みます		猪苗代湖環境保全推進連絡会との連携による湖岸の清掃
		環境美化推進協議会との連携により、清掃や不法投棄の監視、指導
		レジャー、レクリエーションでの利用者に対するごみの持ち帰りや騒音、水質汚濁の発生防止など啓発活動
猪苗代湖について知る・学ぶ機会をつくります		周辺自治体や教育機関等と連携したシンポジウムやセミナーの開催
		水環境保全に関する啓発活動の実施

基本目標3 きれいな環境を保全し、安全・安心に暮らせる“まち”をつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
3-1	空気・水・土を保全し、きれいな環境を守ります	
	公害による被害を防止します	環境保全協定、事業所パトロール等による公害の未然防止に向けた監視 騒音規制法・振動規制法及び県条例に基づく届出の徹底 環境騒音の測定などによる監視の強化 生活騒音の防止に向けた啓発 事業所への立入調査・指導の強化 側溝などの悪臭防止に向けた啓発
	生活排水による水質汚濁を防ぎます	河川の水質の継続監視 下水道及び合併処理浄化槽への接続・転換の促進 生活排水による水質汚濁の低減に向けた啓発
	有害物質による健康被害を防止します	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染の防止に向けた啓発 家庭での灯油流出の防止に向けた啓発 大気汚染状況（県測定）の継続的な確認と情報発信 市有焼却施設における継続的なダイオキシン類調査の実施 自動車等の排出ガスの抑制
	放射線に関する正しい知識を身につけます	飲料水や農作物、給食食材等のモニタリング調査による放射性物質の監視と情報収集 環境放射線調査による放射線量の監視 簡易放射線測定器等の貸出 各種広報媒体を活用した情報発信 出前講座等を活用した情報発信
3-2	ごみによる環境の悪化を防ぎ、良好な生活環境を守ります	
	ごみの適正な処分に努めます	適正な一般廃棄物の収集や運搬の実施 ごみ情報誌「へらすべえ」や市政だよりなどの広報誌、市の公式チャットサービス等による情報発信 各地区の環境美化推進協議会による清掃活動、ごみ分別・減量活動、花植栽など環境美化活動の支援
	衛生的で機能的なごみステーションの普及に取り組めます	折りたたみ式ごみステーションなど、衛生的で機能的なごみステーションの整備の推進 ごみステーション美化事業補助の実施
	ごみのポイ捨て・不法投棄を防ぎます	ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議による啓発 不法投棄監視員と連携した不法投棄の未然防止・早期発見・再発防止の取組の推進 生活環境保全推進員と連携したポイ捨て、自転車等の放置、犬ふんの防止の取組の推進
	ごみの野焼きを防ぎます	農業用使用済プラスチックの回収及び適正処理の推進 野焼き禁止に関する周知や啓発

基本目標4 環境に関わる“ひと”を育て、協働する“まち”をつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
4-1	環境を守るひとを育てます	
	環境に関心を持ち、正しい知識を身につけます	学校版環境マネジメントシステムの運用や学校等における環境教育の充実 出前講座や環境教室など家庭や地域における環境教育の充実 省エネセミナー等による事業者向け情報提供の充実 各種環境教室など、環境に触れながら学習する場の確保 人材育成の場の確保 冊子「会津若松の環境」の発行による環境施策の実績等の公表 市の広報媒体を活用した環境情報・イベント等の発信 環境関連図書などの資料整備
	環境を守る活動を実践します	環境大賞などによる環境活動の表彰 環境フェスタや一斉清掃などのイベントの開催

4-2 協働による環境の保全・創造を推進します	
環境活動に取り組むひと同士のつながりを作ります	ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークなど、市民が参加できる環境活動の場の提供 環境に関するイベントやセミナーの開催を通じた環境活動に取り組む市民や事業者同士の交流の場の提供
環境活動に取り組む団体同士の交流を活発化させます	環境に関するイベントの協働による開催 環境に関するイベントやセミナーの開催を通じた環境活動に取り組む市民や事業者同士の交流の場の提供
様々な分野の団体や事業者と協働し、ともに環境問題の解決に取り組めます	環境に対する情報共有の場や市民意見の反映の場づくり 市民団体等と市が連携した地域の環境保全活動の推進（環境美化推進協議会、河川道路愛護会、公園等緑化愛護会、花と緑のスタッフ等） 地域と市が一体となった巡回パトロール等によるまちの美化活動の推進

## 【資料7】環境基準・規制基準について

### 1. 大気について

#### (1) 大気汚染に関する環境基準

二酸化硫黄*	1時間値の1日平均値が $0.04\text{ppm}^*$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.1\text{ppm}$ 以下であること。(昭和48.5.16告示)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が $10\text{ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が $20\text{ppm}$ 以下であること。(昭和48.5.8告示)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(昭和48.5.8告示)
二酸化窒素*	1時間値の1日平均値が $0.04\text{ppm}$ から $0.06\text{ppm}$ までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和53.7.11告示)
光化学オキシダント	1時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であること。(昭和48.5.8告示)
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成13.4.20告示)
ダイオキシン(大気)	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成11.12.27告示)
<p>【備考】  環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。  ○ 大気汚染に係る環境基準…平成8年環境庁告示第73号(最終改正)  ○ 二酸化窒素に係る環境基準…平成8年環境庁告示第74号(最終改正)  ○ 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準…平成30年環境省告示第100号(最終改正)  ○ ダイオキシン類に係る環境基準…令和4年環境省告示第89号(最終改正)  ○ 微小粒子状物質に係る環境基準…平成21年環境省告示第11号(最終改正)</p>	

## 2. 水質について

### (1) 水質汚濁に関する環境基準

#### ■ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.02 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1,2 -ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1,1 -ジクロロエチレン	0.1 mg / L 以下
シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1,1,1 -トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1,1,2 -トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1,3 -ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふっ素	0.8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下

#### 【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

[水質汚濁に係る環境基準 令和5年環境省告示第6号(最終改正)]

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

■ 河川

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	阿賀川(大川)、湯 川(滝見橋より上 流)、宮川、日橋川
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下	湯川(滝見橋より下 流)、旧湯川

【備考】  
 1. 基準値は、日間平均とする（湖沼についても同じ）。  
 2. 農業用利水については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼についても同じ）。  
 3. MPNとは大腸菌群数の測定方法（最確法による定量法）。  
 4. AA、C、D、E類型については、本市では該当する地域が無いため省略。

[水質汚濁に係る環境基準 令和5年環境省告示第6号(最終改正)]

■ 天然湖及び貯水量1,000万m<sup>3</sup>以上で、水の滞留時間が4日間以上である人口湖

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数	
A	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下	猪苗代湖 (pHは適用しな い)、東山ダム貯水 池

【備考】  
 1. 水産1～3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。  
 2. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。  
 2. AA、B、C類型については、本市では該当する地域が無いため省略。

[水質汚濁に係る環境基準 令和5年環境省告示第6号(最終改正)]

■ 全窒素・全りんに関するもの

項目 類型	基準値	該当水域
	全りん	
Ⅱ	0.01 mg/L以下	猪苗代湖、東山ダム貯水池

【備考】  
 1. 基準値は年間平均値とする。  
 2. 全窒素については、本市では該当する水域が無いため省略。  
 3. I、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ類型については、本市では該当する地域が無いため省略。

[水質汚濁に係る環境基準 令和5年環境省告示第6号(最終改正)]

### 3. 騒音について

(1) 騒音にかかる環境基準

■一般地域（道路に面しない地域）

地域の類型		基準値 (dB)		本市における該当地域
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
AA	特に静穏を要する地域	50以下	40以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55以下	45以下	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域
B	主として住居の用に供される地域	55以下	45以下	第1種・第2種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される地域	60以下	50以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

(注) 特に静穏を要する地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などを指す。

■道路に面する地域

地域の区分	基準値 (dB)	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70以下	65以下

(注) 1. 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表す。  
 2. 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定される。  
     ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路…15 mまでの範囲  
     ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路…20 mまでの範囲  
 3. 幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。  
 [騒音に係る環境基準 平成24年環境省告示第54号(最終改正)]

(2) 騒音にかかる規制基準

■ 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値（単位 d B）・時間の区分			該当地域 （都市計画法に定める用途地域）
	昼間 （7時～19時）	朝（6時～7時） 夕（19時～22時）	夜間 （22時～6時）	
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域
第2種区域	55	50	45	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
第5種区域	75	70	65	工業専用地域

- (注) 1. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域では上表に掲げる数値からそれぞれ5dBを減じた値となる（ただし、第1種区域を除く。）。
2. 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値となる。
3. 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域。

■ 特定及び指定施設一覧 ……【※設置30日前までに市に届出が必要】

1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
県）	土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
県）	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
県)	ガソリンエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
県)	ディーゼルエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
県)	冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

- (注) 1. 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設は除かれるため、騒音規制法の適用を受ける工場・事業場については県条例は適用されない。
2. 特定及び指定施設のうち下線を付した施設は、県条例の指定施設。

(3) 深夜営業の規制基準

区域の区分		規制内容	音響機器の使用禁止の時間帯	音量規制	
				時間帯	基準値
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	午後11時～翌日の午前6時	午後10時～翌日の午前6時	45 dB
B区域					55 dB

- (注) 1. 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置。  
 2. 音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しない。

## 4. 振動について

(1) 振動規制法の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (dB) ・ 時間の区分		該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- (注) ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養老老人ホームの周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dB減じた値とする。

■ 振動規制法の特定施設・・・【※設置30日前までに市に届出が必要】

1	金属加工機械
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ロ	機械プレス
ハ	せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械
イ	ドラムバーカー

	口	チッパー（原動機の定格出力が2.20kW以上のものに限る。）
7		印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8		ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9		合成樹脂用射出成形機
10		鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

## 5. 特定建設作業及び騒音指定建設作業について

### (1) 特定建設作業及び騒音指定建設作業にかかる規制基準

基準種別		騒音の 規制基準	振動の 規制基準	作業時間 に関する基準	1日あたりの 作業時間	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
区域区分							
法	第1号 区域	85 dB	75 dB	7時～19時の時 間内であること	1日10時間を 超えないこと	連続して6 日間を超え ないこと	日曜・休日 でないこと
	第2号 区域			6時～22時の時 間内であること	1日14時間を 超えないこと		
県条例 (騒音のみ)			—	7時～19時の時 間内であること	1日10時間を 超えないこと		

(注)

- 第1号区域…第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域  
●第2号区域…工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域  
●県条例(騒音)…工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域
- 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を上表で定める時間未満4時間以上の間において短縮することができる。
- この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合などの適用除外が設けられている。

### ■ 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業

8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業
---	--

■ 振動特定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

## 6. 悪臭について

(1) 悪臭に関する規制基準

■ 会津若松市の悪臭防止法による規制地域

地域区分	規制地域（都市計画法に定める用途区域区分など）
A区域	1. 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 2. 神指町大字南四合の区域のうち、字深川東、字深川西、字深川、字幕内北、字幕内西、字オノ神（227番から505番までに限る）、字柳原（591番から688番までに限る）、字幕内及び字幕内南（256番から635番までに限る）の区域 3. 柳原町四丁目の区域のうち、584番から699番までの区域
B区域	商業地域及び準工業地域
C区域	工業地域（A区域の2に掲げる区域を除く）及び工業専用地域

■ 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域	に お い
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい

イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい

[平成28年11月会津若松市告示第105号(最終改正)]

■ 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（単位 臭気指数）

区域の区分	対象地域	工場等の敷地境界の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出口における基準		
			5m～30m	30m～50m	50m～
第1種区域	悪臭防止法に基づくA区域	10	28	30	33
第2種区域	悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく用途区域以外の区域	15	33	35	38
第3種区域	悪臭防止法に基づくC区域	18	36	38	41

[平成19年1月福島県告示第5号(最終改正)]

## 【資料8】会津若松市バイオマス活用推進計画

### 1 会津若松市バイオマス活用推進計画の概要と総評

「会津若松市バイオマス活用推進計画（以下、「前計画」と言います。）」は、生ごみなどをバイオマス資源として有効活用することを目的とした計画です。本計画では、特に重点的に活用を進めていく、生ごみ、下水汚泥、廃食用油、間伐材を対象として、活用に向けた取組を進めてきました。

#### (1) 前計画策定時のバイオマス活用状況

前計画の策定時に基準とした2010（平成22）年度当時の会津若松市のバイオマス賦存量・利用量・利用率については、次のとおりです。

2010（平成22）年度当時のバイオマス賦存量及び利用状況（単位：t/年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	利用率（％）
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,868	392	堆肥化	2,354	104	27%
下水汚泥	4,626	444	堆肥化	1,048	101	23%
廃食用油	198	141	BDF化	51	37	26%
未利用バイオマス						
間伐材	2,837	632		0	0	0%

#### (2) 前計画の目標

前計画の目標年度（2023（令和35）年度）の利用率及び目標年度の賦存量の見込値は次のとおりです。

前計画の目標年度（2023（令和35）年度）のバイオマス賦存量及び利用目標値（単位：t/年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	利用率（％） （目標値）
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,386	371	堆肥化	4,193	185	50%
下水汚泥	5,353	514	堆肥化	3,212	308	60%
廃食用油	166	119	BDF化	100	71	60%
未利用バイオマス						
間伐材	3,406	759	チップ化	681	152	20%

#### (3) 利用率向上のために実施した主な取組

- ・ 生ごみ処理機等設置補助金交付制度の実施
- ・ 学校給食施設等からの生ごみの堆肥化の実施
- ・ 生ごみを利用した発電設備の導入に向けた検討
- ・ 下水汚泥の堆肥化、汚泥発酵肥料「あいづ土根性」の配付
- ・ 下水浄化工場における下水汚泥消化ガス発電設備の設置
- ・ 廃食用油の集団資源物回収の奨励
- ・ 公用車でのバイオディーゼル燃料（BDF）の利用
- ・ 一部市有施設（学校や庁舎等）へのペレットストーブの導入
- ・ バイオマス発電設備によって発電した電気の一部市有施設での利用

(4) 直近年度の実績値

直近年度（2022（令和4）年度）の実績値は次のとおりです。

直近年度（2022（令和4）年度）のバイオマス賦存量及び利用状況（単位：t/年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	利用率（%）	目標値の達成
廃棄物系バイオマス							
生ごみ	5,098	225	堆肥化	1,065	47	21%	未達成の見通し
下水汚泥	3,716	357	堆肥化	2,445	235	66%	達成の見通し
廃食用油	180	129	BDF化	71	50	39%	未達成の見通し
未利用バイオマス							
間伐材	2,040	454	チップ化	493	110	24%	達成の見通し

(5) 前計画の成果と課題

下水汚泥、廃食用油、間伐材については、計画策定当初よりも利用率が向上しています。特に、計画策定当初に利用されていなかった間伐材の活用が進み、目標値を達成できる見通しであることは成果です。

生ごみについては、個人宅における生ごみ処理機の導入は進んだものの、大規模な工場の撤退などにより事業者による堆肥化の量が縮小し、結果として計画策定当初よりも利用量が大きく減少しました。生ごみについては、フードロス削減など、生ごみを出さないという取組や堆肥自体の利用促進も同時に図る必要があります。また、生ごみを活用した発電設備の導入の具現化には至っていないことから、一層の推進が必要です。

2 第3期環境基本計画における会津若松市バイオマス活用推進計画

前計画の成果と課題を踏まえるとともに、国の「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」、県の「福島県バイオマス活用推進計画」及びゼロカーボンシティ会津若松宣言との整合性を図り、前計画に引き続いて地域のバイオマス資源として有効活用することにより、持続可能な社会の実現、新たな産業創出、農林漁業・農山漁村の活性化を図ることを目的とし、新たな計画を策定します。

(1) 計画期間

令和6年から令和12年までを計画期間として、令和9年度に中間評価を行います。

(2) バイオマスの活用目標の設定

本計画で対象とするバイオマスは、本市での取組が可能な「生ごみ」、「下水汚泥」、「廃食用油」、「間伐材」とし、計画策定時において賦存量を算定します。また、目標年度（2030（令和12）年度）の利用率及び目標年度の賦存量の見込値を次のとおりとします。なお、目標値は国のバイオマス活用推進基本計画を踏まえて設定しています。

(2030（令和12）年度）のバイオマス賦存量及び利用目標値（単位：t/年）

バイオマスの種類	賦存量（※）	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	目標年度（R12年度）利用率（%）	直近年度（R4年度）利用率（%）
廃棄物系バイオマス							
生ごみ	4,641	205	堆肥化 バイオガス化	2,923	185	63%	21%
下水汚泥	3,716	357	堆肥化 バイオガス化	3,159	303	85%	66%
廃食用油	167	119	BDF化	105	71	63%	39%
未利用バイオマス							
間伐材	2,040	454	チップ化	1,020	227	50%	24%

※賦存量については、現状趨勢ケースにより推定しております。

### (3) 取組方針

新たな計画の取組方針を次のとおりとします。

#### ① バイオマス全般の取組について

##### ア バイオマス賦存量等の調査研究

より多様なバイオマス資源の活用を検討できるよう、国のバイオマス活用推進基本計画や県の「福島県バイオマス活用推進計画」を踏まえ、賦存量やバイオマス利用に関わるビジネスモデル等の調査研究をさらに進め、本計画の対象とするバイオマス種類や取組の追加や精緻化に取り組みます。

##### イ 多様な主体との連携

ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークを活用してバイオマス資源の効果的な収集、運搬、加工、利用までのプロセスに携わる事業者や金融機関、学術機関、県、他自治体、市民等との連携を深めます。多様な主体との連携によって前述のアの調査研究や②に掲げる取組を行うとともに、各主体を結び付け、バイオマス産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を図ります。

##### ウ バイオマスの理解促進

県のうつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度との連携を図り、事業者に対しては、地域で生産されるバイオマスを活用した製品やサービスの開発を推奨します。一方、市民等に対しては、このような製品やサービスの利用を推奨します。

#### ② バイオマスの種類ごとの取組について

##### ア 生ごみについて

各家庭において簡単に作ることができる消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」の普及を図り、また、フードロス削減のための飲食店や個人への啓発を行うことで、バイオマスとして利用しない生ごみの発生自体を減少させます。

発生した生ごみについては、各家庭への生ごみ処理機等補助制度を継続し、各家庭での堆肥化を引き続き促進します。また、学校給食施設からの生ごみについても、市内の給食センターなど19施設から収集が行われ、堆肥化が進められているところであり、引き続きリサイクルを推進します。

さらに、生ごみを利用する発電設備の導入についても、関係団体や民間事業者等と引き続き検討していきます。

##### イ 下水汚泥について

下水道供用区域が拡大し、下水汚泥の発生量は増加すると見込まれていますが、下水浄化工場内における堆肥化（汚泥発酵肥料「あいづ土根性」）や堆肥工場への搬出は、毎年一定量進められており、引き続きこうした取組を更に推進します。下水汚泥を利用した堆肥の周知も行います。

また、下水浄化工場に導入した下水汚泥消化ガス発電設備の増設を図ります。

##### ウ 廃食用油について

近郊のNPO法人において、ホテル・飲食店・病院等から回収した廃食用油や、集団回収で各家庭から集められた廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製しています。市としては資源物回収奨励金交付制度を継続し、廃食用油の回収促進を進めます。また、公用車でのバイオディーゼル燃料の利用を継続するとともに、特にゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークを活用したバイオディーゼル燃料の普及啓発を進めます。

##### エ 間伐材について

間伐材の搬出支援（会津材循環利用促進事業補助金）については、引き続き支援を継続することで、間伐材の活用促進を図ります。

また、ペレットストーブ等の木質バイオマスを利用した暖房器具についても、引き続き各小学校等公共施設への設置を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を図ることで、木質バイオマスのさらなる利用拡大を目指します。

市内の木質バイオマス発電所の電気の市内での利用（地産地消）の推進を図っていきます。

さらに、木質バイオマスの広域的な利用について、近隣市町村や事業者との連携を図っていきます。

### (4) 進行管理

P64に記載した第3期環境基本計画と一体として進行管理、公表等を行うものとします。

## 【資料9】環境意識調査（アンケート）結果

### 1 調査概要

対象	対象者数	回答者数	回答率	実施期間
市民	1,102名	377名	34.2%	令和4年7月8日～7月31日
児童生徒	747名	609名	81.5%	令和4年7月8日～7月15日
事業者	1,000社	346社	34.6%	令和4年8月5日～9月20日
計	2,849件	1,332件	46.7%	

### 2 対象者の抽出方法

- 市民：18歳以上85歳未満の市民を年代・性別ごとに無作為抽出  
 郵送による発送、返信用封筒またはウェブで回答
- 児童生徒：市立小学校5年生と市立中学校2年生（各校1クラスを抽出）  
 各学校経由で発送、回答
- 事業者：市内事業者団体の登録リストから事業規模を勘案して抽出  
 郵送による発送、返信用封筒またはウェブで回答

### 3 調査の主旨

環境行政の基本となる「会津若松市第3期環境基本計画」の策定を行うにあたり、市民等の本市の環境に関する現状認識や今後の環境保全等への意向を把握することを目的に調査を実施しました。

### 4 その他

各設問については、本計画の策定にあたり、特に参考としたものを抜粋して掲載しました。また、各設問の自由回答等についても、主だったものを抜粋して掲載しました。

## I 環境について

### 《市の環境（自然、景観、公害など）》

【問】会津若松市の「生活環境」についてどのように感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民・児童生徒）

#### 【市民】

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない	無回答
空気や水、土が きれいである	172人 45.6%	165人 43.8%	19人 5.0%	2人 0.5%	19人 5.0%
事業所や工場、自動車などによる騒音や振動が少ない	129人 34.2%	156人 41.4%	58人 15.4%	15人 4.0%	19人 5.0%
事業活動や河川の水質悪化などによる悪臭がない	172人 45.6%	165人 43.8%	19人 5.0%	2人 0.5%	19人 5.0%

【児童生徒】

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない	無回答
まちなかの空気や水や土が きれいである	263人 43.2%	291人 47.8%	47人 7.7%	6人 1.0%	2人 0.3%
身の回りの環境にうるさい 音やゆれなどが無い	251人 41.2%	229人 37.6%	89人 14.6%	38人 6.2%	2人 0.3%
身近な水路や川からくさい においがしない	280人 46.0%	187人 30.7%	99人 16.3%	42人 6.9%	1人 0.2%

【問】会津若松市の「自然環境」についてどのように感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民・児童生徒）

【市民】

	当てはまる	どちらかといえ ば当てはまる	どちらかといえ ば当てはまらな い	当てはまらない	無回答
豊かな緑と水辺がある	192人 50.9%	133人 35.3%	27人 7.2%	7人 1.9%	18人 4.8%
野生生物の生息環境が守 られている	76人 20.2%	192人 50.9%	72人 19.1%	17人 4.5%	20人 5.3%
荒れた農地などがなく、 里山・農地が守られてい る	57人 15.1%	172人 45.6%	102人 27.1%	25人 6.6%	21人 5.6%
猪苗代湖の水環境が守ら れている	77人 20.4%	203人 53.8%	64人 17.0%	15人 4.0%	18人 4.8%

【児童生徒】

	当てはまる	どちらかといえ ば当てはまる	どちらかといえ ば当てはまらない	当てはまらない	無回答
山林や川などの自然環境が 豊かである	417人 68.5%	174人 28.6%	15人 2.5%	2人 0.3%	1人 0.2%
野生の動物や植物などの住 みかが守られている	221人 36.3%	263人 43.2%	103人 16.9%	16人 2.6%	6人 1.0%
公園や木など、身近な場所 に自然がある	438人 71.9%	138人 22.7%	19人 3.1%	10人 1.6%	4人 0.7%
猪苗代湖の水環境が守られ ている	230人 37.8%	274人 45.0%	83人 13.6%	18人 3.0%	4人 0.7%

【問】会津若松市の「環境に関する学びと協働」についてどのように感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民・児童生徒）

【市民】

	当てはまる	どちらかといえ ば当てはまる	どちらかといえ ば当てはまらない	当てはまらない	無回答
環境保全活動が盛んで ある	26人 6.9%	161人 42.7%	143人 37.9%	26人 6.9%	21人 5.6%
ポイ捨てや犬フンの放 置などがなくマナーが よい	43人 11.4%	119人 31.6%	151人 40.1%	46人 12.2%	18人 4.8%
自然景観や歴史的景観 と調和した美しい街並 みがある	89人 23.6%	189人 50.1%	63人 16.7%	16人 4.2%	20人 5.3%

【児童生徒】

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない	無回答
学校以外にも、環境について学ぶ機会が多い	112人 18.4%	204人 33.5%	215人 35.3%	66人 10.8%	12人 2.0%
みんなで環境を良くしようとしている	185人 30.4%	298人 48.9%	96人 15.8%	20人 3.3%	10人 1.6%
ゴミのポイ捨てがない、犬ふんは落ちていない	95人 15.6%	156人 25.6%	207人 34.0%	137人 22.5%	14人 2.3%
自然と歴史が調和したまちなみである	253人 41.5%	286人 47.0%	57人 9.4%	5人 0.8%	8人 1.3%

【問】事業活動における、環境への取組を行う目的について、該当するものを3つまで選んでください。（事業者）

選択肢	回答数	割合
1法規制・国際基準への対応	154社	44.5%
2企業イメージ・ブランド力の向上	139社	40.2%
3顧客・取引先・投資家などからの要請への対応	94社	27.2%
4コストの削減	196社	56.6%
5事業拡大・新規事業の展開	41社	11.8%
6環境への取り組みは行っていない	35社	10.1%
7その他	8社	2.3%
無回答	7社	2.0%

【問】事業活動を継続する上で、重要と考える環境課題について、該当するものを3つまで選んでください。（事業者）

選択肢	回答数	割合
1廃棄物の削減・循環経済の確立	267社	77.2%
2気候変動・地球温暖化対策	133社	38.4%
3環境汚染（大気・水質・土壌・化学物質）の対策	129社	37.3%
4再生可能エネルギーへの転換	105社	30.3%
5自然環境の保全・創出	89社	25.7%
6生物多様性の保全	19社	5.5%
7重要と考える環境課題はない	16社	4.6%
8その他	1社	0.3%
無回答	5社	1.4%

## 《環境への配慮と取組について》

【問】会津若松市の自然環境と生活環境に関する活動への参加や実践について、どのくらい行っていますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民・児童生徒）

### 【市民】

	積極的に行っている	時々、行っている	行っていないが、興味はある	あまり興味がない	無回答
ゴミ拾いなどの美化活動	19人 5.0%	106人 28.1%	191人 50.7%	53人 14.1%	8人 2.1%
環境に関する講演会・シンポジウムや勉強会などへの参加	3人 0.8%	19人 5.0%	188人 49.9%	161人 42.7%	6人 1.6%
環境に関する調査・分析・研究活動への参加	3人 0.8%	13人 3.4%	189人 50.1%	165人 43.8%	7人 1.9%
自然環境や生活環境を守る活動に対する募金・寄付	3人 0.8%	43人 11.4%	191人 50.7%	134人 35.5%	6人 1.6%

### 【児童生徒】

	積極的に行っている	時々、行っている	行っていないが興味はある	あまり興味がない	無回答
草花などを植える活動	87人 14.3%	123人 20.2%	215人 35.3%	182人 29.9%	2人 0.3%
川や湖をきれいにする活動	38人 6.2%	75人 12.3%	309人 50.7%	182人 29.9%	5人 0.8%
自然の観察や動物・植物の保護活動	48人 7.9%	81人 13.3%	340人 55.8%	131人 21.5%	9人 1.5%
ゴミ拾いなどの美化活動	63人 10.3%	185人 30.4%	225人 36.9%	133人 21.8%	3人 0.5%
環境にかかわるイベントや講座などへの参加	27人 4.4%	67人 11.0%	258人 42.4%	255人 41.9%	2人 0.3%
環境にかかわる調査や研究などへの参加	32人 5.3%	50人 8.2%	264人 43.3%	261人 42.9%	2人 0.3%
自然環境や身の回りの環境を守る活動への募金や寄付	61人 10.0%	172人 28.2%	223人 36.6%	150人 24.6%	3人 0.5%

【問】あなたは、「地球温暖化（問題）」について、どのように考えますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民・児童生徒）

### 【市民】

選択肢	回答数	割合
大きな問題であり、自分の生活にも影響は大きい	268人	71.1%
大きな問題だが、自分の生活には影響は少ない	77人	20.4%
大きな問題ではない	8人	2.1%
わからない	16人	4.2%
その他	4人	1.1%
無回答	4人	1.1%

【児童生徒】

選択肢	回答数	割合
大きな問題であり、自分の生活にも影響は大きい	383人	62.9%
大きな問題だが、自分の生活には影響は少ない	137人	22.5%
大きな問題ではない	7人	1.1%
わからない	77人	12.6%
その他	1人	0.2%
無回答	4人	0.7%

【問】地球温暖化問題への対応につながる活動や行動について、どのくらい行っていますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民）

	積極的に行っている	時々、行っている	行っていないが、興味はある	あまり興味がない	無回答
不要な照明を消すなど節電を行う	242人 64.2%	121人 32.1%	9人 2.4%	5人 1.3%	0人 0.0%
ごみを分別し、なるべくリサイクルする	299人 79.3%	68人 18.0%	5人 1.3%	5人 1.3%	0人 0.0%
マイバッグやマイボトルを使用する	283人 75.1%	68人 18.0%	18人 4.8%	8人 2.1%	0人 0.0%
地球温暖化に関するニュースなどを読む	114人 30.2%	169人 44.8%	72人 19.1%	19人 5.0%	3人 0.8%
なるべく徒歩や自転車で移動する	104人 27.6%	105人 27.9%	118人 31.3%	48人 12.7%	2人 0.5%
省エネのもの・リサイクルできるものを選んで買う	82人 21.8%	162人 43.0%	101人 26.8%	30人 8.0%	2人 0.5%
地球温暖化対策に積極的な企業に投資をする	15人 4.0%	25人 6.6%	174人 46.2%	157人 41.6%	6人 1.6%
地球温暖化対策の活動へ参加・寄付する	10人 2.7%	25人 6.6%	188人 49.9%	147人 39.0%	7人 1.9%

【問】あなたは、環境について学ぶこと、より良い環境にするために取り組むことについてどう思いますか。最も近いものを1つ選んでください。（児童生徒）

選択肢	回答数	割合
大切だと思う	447人	73.4%
どちらかといえば大切だと思う	118人	19.4%
どちらともいえない	25人	4.1%
どちらかと言えば大切ではない	2人	0.3%
大切ではない	1人	0.2%
わからない	14人	2.3%

【問】経営方針・経営戦略などに、環境への配慮や取組、目標を盛り込んでいますか。最も近いものを1つ選んでください。（事業者）

選択肢	回答数	割合
1盛り込んでいる	105社	30.3%
2盛り込むことを検討している	112社	32.4%
3盛り込むことを検討していない	119社	34.4%
無回答	10社	2.9%

【問】前問で「盛り込んでいる」または「盛り込むことを検討している」と回答した方  
 どのような内容を経営方針・経営戦略などに、盛り込んでいますか（検討していますか）。自由にご記入ください。（事業者）

**回答（一部抜粋）**

- ・CO2削減のため再生資源、高断熱材、再生可能エネルギーの積極的な活用
- ・産業廃棄物の電子マニフェスト化（協会会社含む）→100%使用率と目指す。
- ・全事業所の説明のLED化を目指す。
- ・ISO14001の実施
- ・SDGsの推進 リサイクルの推進 SDGsバッチの着用
- ・リサイクルできるゴミ廃棄物はリサイクルへ 無駄なごみは出さない
- ・汚泥の垂れ流しを防ぐ
- ・夏季・冬季のエアコン設定温度等による節電 太陽光発電導入の検討
- ・環境汚染、廃棄物削減対策
- ・再生エネルギーの推進 現場における省力化 廃棄物の削減 事業所（SDGs）宣言への取り組み
- ・産業廃棄物の分別徹底→再資源 光熱の削減
- ・省エネルギーの推進 事業所における紙の削減（メールにしてもらい、FAX等の用紙をなくすなど）
- ・食品ロス削減
- ・美化清掃

【問】経SDGsへの貢献の視点を持った経営、事業活動を行っていますか。最も近いものを1つ選んでください。（事業者）

選択肢	回答数	割合
1行っている	70社	20.2%
2対応を検討中	78社	22.5%
3関心はあるが、対応を検討していない	141社	40.8%
4関心がない	16社	4.6%
5SDGsを知らない	20社	5.8%
6無回答	21社	6.1%

【問】SDGsを経営や事業活動に取り入れる上での課題はありますか。あてはまるものを全て選んでください。（事業者）

選択肢	回答数	割合
1経営や事業活動にどうSDGsを取り入れてよいか分からない	141社	48.8%
2業種や事業内容がSDGsにそぐわないものと考えている	20社	6.9%
3取り組みを推進する人材がいない	89社	30.8%
4業務量の増加につながり、取り組む時間が確保できない	82社	28.4%
5取り組むためのコストが負担できない	73社	25.3%
6取り組んだことによる効果が見込めない	42社	14.5%
7相談先がわからない	25社	8.7%
8取引先や従業員の理解が得られない	6社	2.1%
9その他	22社	7.6%

【問】環境に配慮した事業活動のためにどのような取組を実施していますか。また、今後どのような取組を実施しようとお考えですか。最も近いものを1つ選んでください。（事業者）

	1実施している	2実施する予定	3実施する予定はない	4検討していない	5事業活動に関係しない	無回答
廃棄物のリサイクル	239社 69.1%	22社 6.4%	12社 3.5%	13社 3.8%	40社 11.6%	20社 5.8%
使い捨て製品の使用・購入の抑制	166社 48.0%	49社 14.2%	21社 6.1%	40社 11.6%	46社 13.3%	24社 6.9%
過剰包装の自粛	142社 41.0%	32社 9.2%	20社 5.8%	24社 6.9%	106社 30.6%	22社 6.4%
従業員への環境教育・研修の実施	75社 21.7%	70社 20.2%	57社 16.5%	71社 20.5%	47社 13.6%	26社 7.5%
地域の環境保全活動への参加	85社 24.6%	60社 17.3%	55社 15.9%	89社 25.7%	33社 9.5%	24社 6.9%
地域の環境保全活動への資金協力	30社 8.7%	47社 13.6%	81社 23.4%	119社 34.4%	40社 11.6%	29社 8.4%
地域活動に対する敷地や施設の提供	37社 10.7%	36社 10.4%	86社 24.9%	95社 27.5%	63社 18.2%	29社 8.4%
商品等の流通過程における環境配慮	58社 16.8%	42社 12.1%	39社 11.3%	61社 17.6%	119社 34.4%	27社 7.8%
化学物質の適正使用・管理	95社 27.5%	29社 8.4%	28社 8.1%	38社 11.0%	127社 36.7%	29社 8.4%
ICTやAIなどによる運営管理やエネルギー効率化などの導入	37社 10.7%	44社 12.7%	65社 18.8%	97社 28.0%	71社 20.5%	32社 9.2%
緑や花の空間づくりや生物が生息できる環境の整備	109社 31.5%	51社 14.7%	46社 13.3%	62社 17.9%	53社 15.3%	25社 7.2%
社外での環境学習プログラム実施や環境に配慮された施設・工場などの見学受入	23社 6.6%	23社 6.6%	78社 22.5%	109社 31.5%	85社 24.6%	28社 8.1%
水の循環利用（トイレ・散水への雨水活用など）	23社 6.6%	34社 9.8%	81社 23.4%	123社 35.5%	59社 17.1%	26社 7.5%
環境保護団体や環境保護活動などへの寄付	31社 9.0%	35社 10.1%	72社 20.8%	133社 38.4%	47社 13.6%	28社 8.1%
雨水の地中浸透（浸透ますや透水性舗装など）	18社 5.2%	17社 4.9%	81社 23.4%	125社 36.1%	75社 21.7%	30社 8.7%
環境関連ビジネス（環境に配慮した製品・サービスなどの開発・製造・販売）	35社 10.1%	31社 9.0%	53社 15.3%	95社 27.5%	105社 30.3%	27社 7.8%

【問】 現在、省エネルギーや再生可能エネルギー等導入のためにどのような取組を実施していますか。また、今後どのような取組を実施しようとお考えですか。最も近いものを1つ選んでください。（事業者）

	1実施している	2実施する予定	3実施する予定はない	4検討していない	5事業活動に関係しない	無回答
消灯や冷暖房の適正使用等による省エネ	285社 82.4%	32社 9.2%	4社 1.2%	9社 2.6%	10社 2.9%	6社 1.7%
空調や電化製品などの省エネ・高効率機器への切り替え	184社 53.2%	68社 19.7%	27社 7.8%	34社 9.8%	19社 5.5%	14社 4.0%
断熱性の向上や自然光・自然風などの活用	123社 35.5%	44社 12.7%	59社 17.1%	72社 20.8%	35社 10.1%	13社 3.8%
エネルギーの高効率利用（廃熱利用等）	26社 7.5%	35社 10.1%	81社 23.4%	106社 30.6%	75社 21.7%	23社 6.6%
自動車の使用自粛（公共交通機関利用促進等）	37社 10.7%	23社 6.6%	95社 27.5%	125社 36.1%	50社 14.5%	16社 4.6%
テレワークやオンライン会議の実施	103社 29.8%	33社 9.5%	63社 18.2%	51社 14.7%	81社 23.4%	15社 4.3%
アイドリングストップ等のエコドライブ実施	152社 43.9%	41社 11.8%	34社 9.8%	54社 15.6%	47社 13.6%	18社 5.2%
水の節約	213社 61.6%	33社 9.5%	19社 5.5%	42社 12.1%	24社 6.9%	15社 4.3%
雨水など水道水以外の水の利用	56社 16.2%	35社 10.1%	77社 22.3%	99社 28.6%	62社 17.9%	17社 4.9%

## 《放射線について》

【問】 あなたは、現在の会津若松市の放射線量について、どう感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。（市民・児童生徒）

【市民】

選択肢	回答数	割合
とても不安である	9人	2.4%
どちらかと言えば不安である	60人	15.9%
あまり不安ではない	189人	50.1%
不安ではない	101人	26.8%
無回答	18人	4.8%

【児童生徒】

選択肢	回答数	割合
不安ではない	73人	12.0%
あまり不安ではない	153人	25.1%
どちらかと言えば不安である	176人	28.9%
とても不安である	84人	13.8%
わからない	110人	18.1%
無回答	13人	2.1%

【問】 現在、貴事業所の事業活動に対する放射線の影響（風評被害を含む。）はありますか。最も近いものを1つ選んでください。（事業者）

選択肢	回答数	割合
1影響はある	20社	5.8%
2影響はない	230社	66.5%
3わからない	84社	24.3%
4無回答	12社	3.5%

## 《自由記述》

【問】 現在の市の環境について思っていること、今後環境のためにやってみたいこと、市役所に対して提案したいことなどはありますか。自由にご記入ください。（市民・児童生徒・事業者）

### 回答（一部抜粋）

#### 【市民】

- ・ゴミの減少につけるのではないかと考えます。分別ゴミ出しを徹底することなどと思います。とにかくいかにしてゴミを減らすかです
- ・生ゴミを各家庭で処理が出できれば少しでも環境の為になるのでは、自治体の助成金があればと思います。
- ・ペットを飼ってる人のマナーが悪すぎる。犬の糞は人の敷地にそのままにしてい、塀や壁におしっこがかかっても放置。ペットブームで犬猫が増えているので飼い主達にきちんとマナーを覚えてほしい
- ・遊びやすい河川敷がもっと増えたらいいなと思います。
- ・空き家対策が充分でないと思う。雑草が伸び放題で、衛生面で心配。
- ・カラスのフン問題、対策してほしい。
- ・会津若松市全体で、特に力を入れて行っている環境保全が、市民に伝わっているのでしょうか？
- ・環境と観光とが一体となって発展する街づくりを志してほしい
- ・空き缶やタバコのポイ捨て、犬のフン等、まだ見受けられます。改善方法や対策を求めます。
- ・城下町を大切に守りながら、環境の良いきれいな町づくりにつなげてほしいと思います。関東地方からの交通の便がもっと良くなるといいなと思います
- ・新しい事業を初めてもPR不足で認識されないまま、という事が多いと感じる。ゼロカーボンシティも市民に分かりやすく運営してほしい。

#### 【児童生徒】

- ・通学路やバスの道路に木がはみ出てよく当たることがある
- ・ポイ捨てはやめてほしい
- ・ポイスてなどが多い
- ・カラスのふんがにおっていやな空気がする
- ・さいきん大きなたてもものが多いので、すこし自然が減っていると思う。
- ・もっとリサイクルをかつようしたい
- ・空き家をこわすなどをやってほしい
- ・犬のフンがよく落ちている
- ・公園などが少ない 歩道など安全がなっていない 冬、雪の除雪がなっていない地域が多いので市民不便あり
- ・山が多いので土砂崩れや木が倒れないか心配
- ・市内にピクニックができる公園がもっとあるといいです
- ・川から変なにおいがする
- ・歩く人や自転車が通りやすい道路にしてほしい

#### 【事業者】

- ・市としてSDGsをもっと身近にみんなに知ってもらいたい。言葉では知っていても何をしていいかを具体的に知らないなので、身近なところから出来る事を推進して行ってほしいです。
- ・市街地から離れるほど舗装や雑草などが荒れていると思う
- ・周辺市町村とも協力し、CO<sup>2</sup>地熱発電をすすめてほしい
- ・SDGs等盛んに耳にするようになり、企業としても取り組みが必要なことは理解しているが、何をしたいかが正直わからない。同様の企業は多いと思うので市としてのビジョンを大々的に発信し、各企業が取り組むことの方向性を示してほしい。例えば各企業毎に17の目標を振り分けるといったガイドライン。目標達成に向けた企業同士のマッチング（Aict 関連など）
- ・さまざまな道路・歩道にごみのポイ捨てが多くみられる。河川にまであるのが痛々しい。
- ・昨今の気温上昇、異常気象を見ていると、環境破壊のスピードが上がってる感じが感じられ、私たち重機を扱う企業としては二酸化炭素の排出量が多いので、心悩ませる所ではあります。
- ・弊社でも2030年までのカーボンニュートラルの実現に（Scope1,2）に取り組んでおります。会津若松市の「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」について、今後の計画や取り組みを伺える機会がありましたらお願いいたします。
- ・地球温暖化に対する市民の意識向上を願う。
- ・過疎化によるクマ被害増加を食い止めたい。
- ・経済活動が主体で環境問題にまではなかなか取り組めないのが現状と思います。ある程度義務的に環境対策を講じさせること必要と思います。

## 【資料10】市民ワークショップの開催概要

### 会津若松市第3期環境基本計画策定市民ワークショップ

#### 1. ワークショップの概要

##### (1) 日程

ワークショップ（全3回）

第1回 令和4年10月28日（金）

第2回 11月11日（金）

第3回 11月22日（火）

いずれも、19:00～20:30

現地見学会

令和4年11月3日（木・祝）

9:00～12:30

##### (2) 会場

ワークショップ

生涯学習総合センター（會津稽古堂）

現地見学会

マツモトプレジジョン株式会社 様（喜多方市）、荒川産業株式会社 様（本社・喜多方市）

##### (3) ファシリテーター・グラフィックレコーダー

市民公益活動団体「みらいくる」

##### (4) 市民参加者数

51名（延べ人数）

## 2. ワークショップの開催内容

### (1) 第1回 会津若松市の環境の良いところ、改善点を考える

日時：令和4年10月28日（金）午後7時から午後8時30分まで

会場：生涯学習総合センター（會津稽古堂）研修室3

内容：会津若松市の環境の現状について、良いところ、改善点についてまとめます。

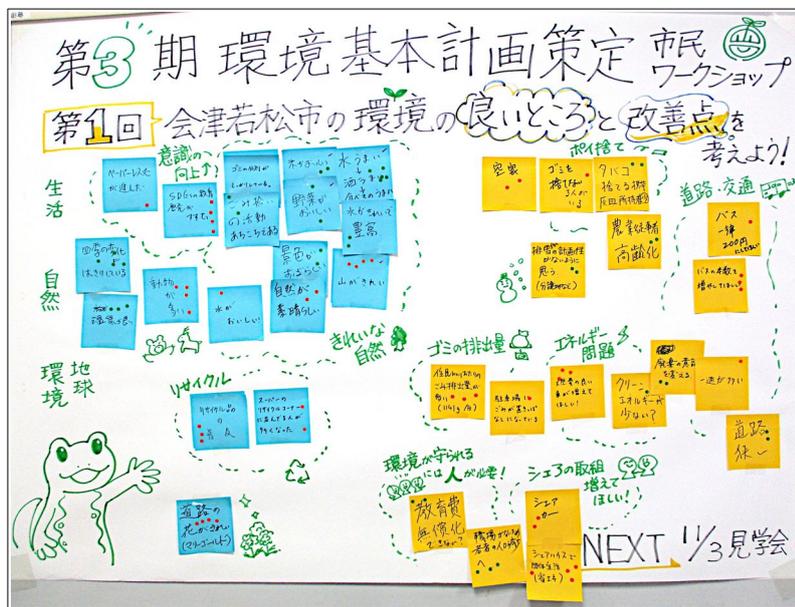
第1回では、はじめに、会津若松市の概況、第2期環境基本計画（改訂版）の内容と計画目標の令和3年度までの実績について、環境に関する市民意識調査の結果も交えながら説明を行いました。

ワークショップでは、会津若松市の環境について、良いところ、改善点について意見を出し合い、まとめを行いました。

良いところについては、「水や食べ物がおいしい、山がきれい、四季の変化がはっきりしている」といった自然環境に関係した意見が多数出され、また、「スーパーのリサイクルコーナーに並んでいる人が多い、ごみの分別がしっかりしている」といったリサイクルの普及や、環境意識の高さなどもあげられていました。

改善点については、「ごみのポイ捨てが目立つ、住民一人当たりのごみの排出量が多い」といったごみの問題に関する意見が多く出され、また、「クリーンエネルギーが少ない、燃費の良い車が増えてほしい」といったエネルギー問題に関することも多く出されました。

特徴的な意見として、「環境を守るためには環境を守る人が必要」という意見がありました。これは、環境を守るためには環境を守る人が必要であるが、人口が減少している今だからこそ、就職先の確保や教育費の無償化、道路交通の整備などを行うことにより、会津若松市に住みたいと思う人が増え、将来的に人口が維持されるまちづくりが必要ではないか、という議論から意見としてあげられました。



## (2) 現地見学会 環境に優しい取組の現状について

日時：令和4年11月3日（木・祝）午前9時から午後12時30分まで

見学先及び内容：

- ・ マツモトプレジジョン株式会社（喜多方市、精密機械部品加工）  
事業所内電力の再生可能エネルギー 100%（RE100）実現への取り組み
- ・ 荒川産業株式会社（喜多方市、各種リサイクル）  
廃棄物の処理及びリサイクル工程、リサイクルミュージアム「くるりんこ」

環境に優しい取組の現状を知るため、先進的な取組を行っている2社を訪れ、担当者の方から説明を聞いて来ました。参加者の方々からは、とても良いお話が聞けたとの声が多くあげられました。

マツモトプレジジョン株式会社様においては、地域や取引先（サプライチェーン）から認められる企業になるため、東北最大となるPPAモデルによる自家消費型ソーラーカーポートの導入などを通してRE100を達成するなど、環境対策に積極的に取り組んでいました。

荒川産業株式会社様においては、様々な資源のリサイクルを行うとともに、会社前に24時間、365日いつでも利用できる無人の資源回収拠点「リサイクルボックス」を設置し、その収益金の一部を基金化し地域活動団体などに助成するなど、地域資源の発掘と地域課題の解決に取り組んでいました。



(3) 第2回 10年後の会津若松市の環境のあるべき姿(理想像)の共通認識をつくる

日時：令和4年11月11日(金)午後7時から午後8時30分まで

会場：生涯学習総合センター(會津稽古堂)研修室3

内容：10年後の会津若松市の環境のあるべき姿(理想像)についてまとめます。

第2回では、はじめに、現地見学会の感想等について共有を行いました。

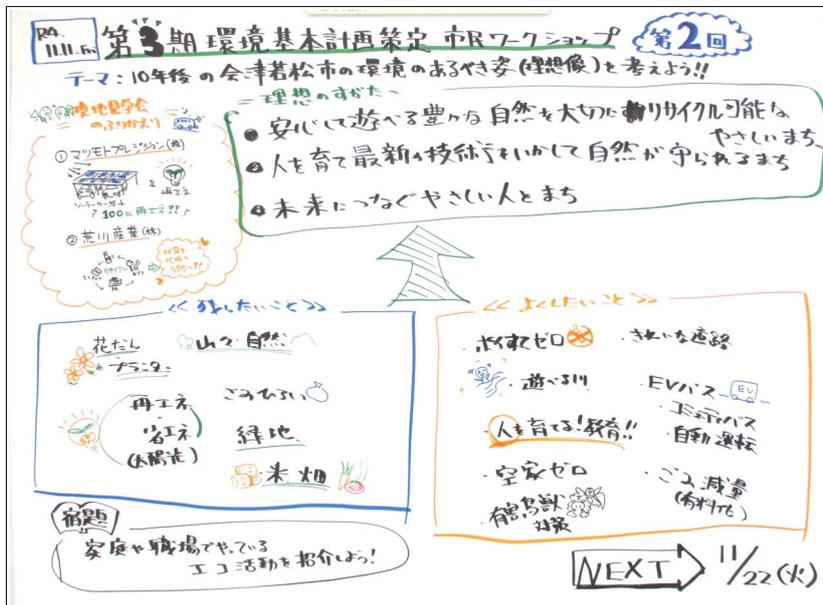
ワークショップでは、第1回目の結果や現地見学会を踏まえ、10年後まで残したい環境と良くしたい(変えたい)環境について考えました。

10年後まで残したい環境については、花壇やプランタの整備やごみ拾い活動などの美化活動、太陽光発電等の再エネ・省エネへの取組、そしておいしい農作物や豊かな自然環境を残したいとの意見が出ました。

10年後までに良くしたい環境については、ポイ捨てゼロ、きれいな道路、遊べる川などの豊かな自然、EVバスの導入、ごみ減量化と減量化に向けたごみの有料化、空き家ゼロ、有害鳥獣対策、そして、環境を良くしていくためには教育を強化することが必要などといった意見が出されました。

これらの意見を踏まえて、10年後の会津若松市の理想の姿をキャッチフレーズでまとめ、共有しました。

A班は「未来につながるやさしい人とまち」、B班は「安心して遊べる豊かな自然を大切に リサイクル可能なまち」、C班は「人を育て、最新の技術を生かして、自然が守られるまち」という素敵なキャッチフレーズとしてまとめていただきました。



#### (4) 第3回 会津若松市の環境のためにできること（取組）を考え、提案しよう

日時：令和4年11月22日（火）午後7時から午後8時30分まで

会場：生涯学習総合センター（會津稽古堂）研修室3

内容：会津若松市の環境のためにできること（取組）についてまとめます。

第3回では、はじめに、第2回の最後に宿題としてお願いしていた、家庭や職場でそれぞれ実践しているエコな行動などについて、スマホで撮影した写真などを見せあいながら共有を行いました。

ワークショップでは、これまでのワークを踏まえ、会津若松市の環境を理想像に近づけるため、私たちができること、すべきことについて考えました。

環境の改善、問題解決のためには、個人だけでなく、町内会などの地域の組織をはじめ、企業やNPO、行政、学校など様々な主体がそれぞれの立場で行動することが大切であり、多様な主体ごとに、具体的に取り組むべき活動のアイデアが多く出されました。出された主な意見は以下のとおりです。

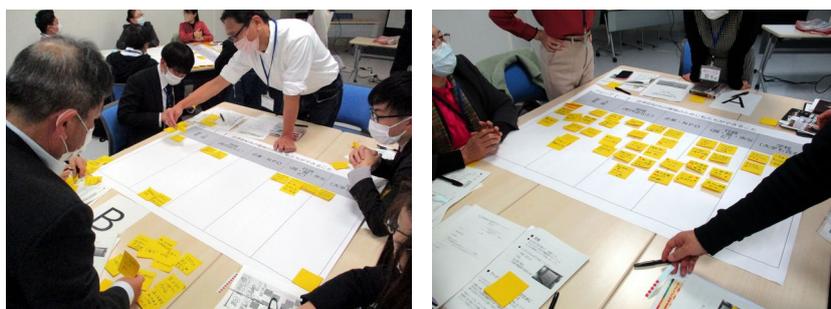
○家庭・個人：フードロス対策、フードバンクの普及、ダンボールを使用した断熱、洋服などのリメイク

○地域：空き家・空き地の活用、ポイ捨てをしない環境づくり

○企業・NPO：再エネの導入・拡大、環境に優しい商品開発、クールビズ・ウォームビズ、エコポイントの実施

○行政：環境に関する情報のSNS等での発信、空き家対策、カーシェアリング、ごみ袋有料化、再エネの導入・拡大、公共交通の利用拡大に向けた充実・整備等

○学校：環境教育の充実、若者の起業支援、照明のLED化、廃校活用



# 【資料11】オープンハウスの開催概要

## 会津若松市第3期環境基本計画オープンハウス

### 1. オープンハウスの概要

#### (1) 日程

(全4回)

- 第1回 令和5年9月13日(水)～15日(金)
- 第2回 令和5年10月1日(日)
- 第3回 令和5年10月2日(月)～11月8日(水)
- 第4回 令和5年10月15日(日)

#### (2) 会場

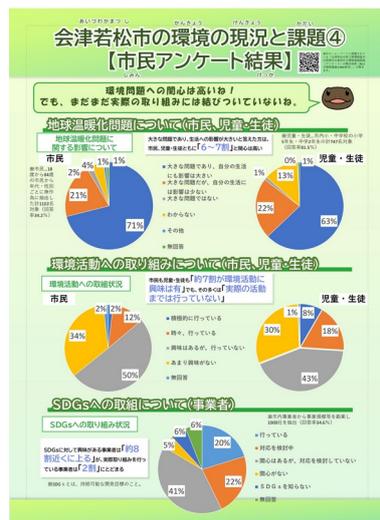
- 第1回 生涯学習総合センター(會津稽古堂)市民ギャラリー
- 第2回 総合運動公園体育館前(鶴ヶ城ハーフマラソン大会会場)
- 第3回 公立学校法人 会津大学学生ホール
- 第4回 鶴ヶ城体育館内(環境フェスタ in あいづ会場)

#### (3) 展示内容

会津若松市の環境の現状、環境意識調査結果、策定中の計画案など



会場の様子(総合運動公園会場)



当日の展示パネル(内容は開催当時のものです)

#### (4) 寄せられた意見の数 16件

## 2. オープンハウスに寄せられた意見

※アンケートへの記載内容をそのまま転載しております

### (1) 計画の内容に望むこと、意見、感想

- ・未来を支える青少年の公的教育徹底化が必要だが、本業は家庭教育の一環だと基本思う。
- ・ボランティアも学校教育に、もっと取り入れてほしい。
- ・学校も手がかかっても、公共教育で『楽しい』を心がけてほしい。→地球レベルの生きた教育を！あまり無理のないように実行する!!
- ・「削減されたときに、この町はこういう風によくなるよ」という夢、リターンが見れると、市民も自分ごととして積極的に取り組むと思います。
- ・便利さや自分の楽を手放すのは難しいので、自分の住む町”を意識しつづけられる仕組みがあるといいですね。
- ・プラスチックを分解する生物の開発したいね～😊
- ・するのは大変だ。例えば、ドレッシングの瓶をきれいにするのは大変なように！
- ・経済的な有意性と意識
- ・緑を大切にしましょう。
- ・廃棄物利用を大いにしませんか！
- ・福島県は『ごみワースト』に入るようだ皆でいかにゴミを減らすかが問題！“活かされる物は、活かす努力をする”
- ・大変良いイベント内容です。
- ・良かった。
- ・少子高齢化
- ・環境においてわかる様で、知らない事も確認できる、とても良いイベントで大変良い事だと思います。
- ・これからCO2をなるべく出さないような環境を作りをする。
- ・ペットボトルや古紙などの資源ゴミを、簡単に出せるようにする。
- ・生物の共生や保護など
- ・ゴミの収集の件で、出さないゴミがあると係が大変になります。

### (2) あなたが取り組んでいる環境にやさしいこと

- ・下記内容は自主努力はしてますが、全国民皆、キチンと一定教育をうけないと結果は出ないと思う。
  - ・全家庭、何十年も言われても、ゴミはふえるばかり？教育自体にミスがあるのでは？と思う。
- ゴミが落ちていたら（ヒロウ）!!
- ・処分がめんどろな物はあまり買いません
  - ・分別をする。
  - ・処分する紙の一部保育施設の遊具にしています。
  - ・トイレトーパーの芯を、つぶして出すようにする。
  - ・雑紙は袋に入れて出すようにする。・食用液体石けんを使う。
  - ・歩くこと。
  - ・リサイクル・エコドライブ
  - ・リサイクルの分別をする。（特にアルミ缶を道端から拾って、ユニセフに募金しております。）
  - ・なるべく歩く努力をする。
  - ・物を大切に、なるべく使えるだけ使う。
  - ・通勤は40分歩いてます。
  - ・生活、生ごみは肥料にして畑に埋める。
  - ・生ごみの衛生化にすること。
  - ・リサイクル分別に於いては、注意をしている。
  - ・もちろんマイバック、マイボトルは必ず持参している。
  - ・ペットボトルの分別する。
  - ・自転車を利用する。
  - ・エコバックを使用する。
  - ・サイクルの分別をする。
  - ・近く場所は徒歩にする
  - ・自転車で移動する。

### (3) あなたの考える『環境×〇〇』

- ・課題提案は出すぎている、見直してほしい。
- ・子供達の方がよほどしっかりしている。大人が成長できない事が問題。
- ・なに事も常にみんなにやさしくする。!!
- ・環境×宗教心（数年くらい前の、環境大賞の受賞式に使たおむつが、道路に捨ててあった。丁度ゴミ収集の日だったので、はさみで袋に入れて捨てた事があった。）
- ・生ゴミの処理を韓国を参考に出来れば少しは良くなるのではないかと考えます。
- ・環境×農業
- ・環境×健康・きれいな空気と、きれいな水を作りましょう。
- ・同じ物、使える物は長く使うようにする
- ・環境×健康
- ・健康であれば何にでもつながる。
- ・環境×心ざし
- ・健康
- ・環境×消費（無だ物は買い物しな事!）
- ・環境×知識